
プロジェクト 金利指標改革に起因する会計上の論点

項目 金利指標置換後の論点への対応

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金利指標改革¹に起因する会計上の論点に関して、金利指標置換後の取扱いについて検討することを目的としている。

II. 金利指標置換後の論点

背景

2. これまで、金利指標改革に起因する会計上の論点について、次の内容について特例的な取扱いを定める旨の提案を行っている。
 - (1) 金利指標置換前
 - ① ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点
 - ② ヘッジ対象となり得る予定取引の判断基準に関する論点
 - ③ ヘッジの有効性評価に関する論点
 - ④ 包括ヘッジを適用しているヘッジ対象のグルーピングの取扱い
 - ⑤ 金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理
 - (2) 金利指標置換時
 - ① ヘッジ会計の「原則的処理方法」の取扱い
3. 前項に示した特例的な取扱いについて、金利指標置換前は、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更することを意図しているにも関わらず、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることでヘッジ会計を中止することは、有用な財務情報の提供を妨げる可能性があるとして、ヘッジ会計の継続を認め

¹ 市中協議において、LIBOR の公表が恒久的に停止した場合に備えた対応として、①移行（LIBOR の恒久的な公表停止前に既存契約の満了等により新規に契約する金融商品・取引について、参照金利として LIBOR 以外の金利指標を用いる方法）と②フォールバック（契約期間が LIBOR の恒久的な公表停止時点をまたぐ契約について、LIBOR の公表停止後等に LIBOR に代えて参照する後継金利を、契約当事者間で予め合意しておく方法）があるとされている。

審議事項(5)-3

ることを提案している。

4. 一方、金利指標置換後においては、置き換えた後の金利指標に基づいてヘッジ有効性の評価や会計処理を行うことが、最も経済実態に即した有用な財務情報を提供すると考えられ、この点を強調した場合には、特段の取扱いの定めを置くべきではないと考えられる。
5. 国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）の議論においてもヘッジ会計に関する特例的な取扱いについて、金利指標置換後においては例外措置は適用されない予定であり、現行の会計基準に基づいた会計処理の対応が求められることになると考えられる。
6. しかしながら、これまでの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会における議論の中で、現時点においては、ヘッジ対象となる貸付金又は借入金の後継の金利指標にどのような金利指標が実務上で定着するかについて不明な点が多く、また、仮に後継の金利指標が決定されたとしても、当該金利指標を参照する金融商品の市場で活発な取引がなされるようになるまでに一定の期間を要することが考えられるとの意見が聞かれている。
7. したがって、以下では、現時点における我が国における金利指標改革の今後の動向及び関係者からの意見を踏まえ、金利指標置換後の特例的な取扱いを定めることについて検討を行っている。

金利指標改革の動向及び関係者から聞かれている意見

（金利指標改革の動向）

8. 我が国における LIBOR の後継の金利指標の状況は次のとおりとなっている²。

(1) ISDA デリバティブ（ヘッジ手段）

ISDA デリバティブについては、リスク・フリー・レート（RFR）（日本円においては TONA（Tokyo Over Night Average rate））の後決め複利を後継の金利指標とすることが ISDA により決定されている。

今後、脚注 1 で説明しているフォールバックが発動するトリガーの契約書上の取扱いに関する追加の市中協議を経て、インターバンク市場における多くのデリバティブ取引が準拠している ISDA マスター契約が参照している「2006 年定義集（2006 ISDA Definitions）」の中に、LIBOR 等が公表停止された場合の取扱いを組み込むことが予定されているが、その時期は未定であるとされている。

² 日本円金利指標に関する検討委員会第 12 回会合（2020 年 2 月 25 日開催）の会合資料ほか参照

審議事項(5)-3

(2) 貸付金又は借入金（ヘッジ対象）

貸付金又は借入金については、2019年7月に実施された「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」（以下「市中協議」という。）（コメント期限は2019年9月30日）の結果、貸付金及び債券のいずれにおいても「ターム物RFR」を選好する意見が過半数を占めていた³。円のターム物RFR⁴の構築に向けてのスケジュールは次のように示されている。

時期	内容等
2020年9月	参考値の日次公表の開始
～2021年3月	算出・公表主体におけるIOSCO原則の遵守に向けた体制整備
2021年半ば頃まで	確定値の公表

（関係者から聞かれている意見）

9. 上記の状況を踏まえ、我が国の関係者からは、以下の意見が聞かれている。
- (1) 前項に示したヘッジ対象及びヘッジ手段の後継の金利指標に関する動向によれば、移行のスケジュールがヘッジ対象とヘッジ手段とで異なることが想定されており、特に貸付金又は借入金のターム物RFRの構築には相応の時間を要すると考えられることから、ターム物金利が構築されるまでの暫定的な代替的な金利指標として、TIBORを選好する可能性がある（この点は、前述の市中協議の結果にも示されている）。
 - (2) また、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標移行のスケジュールの違いに加えて、本資料第8項のとおり、後継の金利指標そのものがヘッジ対象とヘッジ手段とで異なることも想定される。この場合、経済的なヘッジ関係が維持できない可能性があるため、場合によっては、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標を一度置き換えた後、再度金利指標を置き換えるという企業行動が生じる可能性がある。この場合であってもヘッジ会計の適用を継続することを認めるか否かが論点になり得ると考えられる。

³ 「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」取りまとめ報告書のポイント（2019年11月）

⁴ 上述のTONAは翌日物金利である一方、LIBORは3か月物や6か月物等のターム物金利が既存契約で参照されているため、後継の金利指標としても同様に、RFRに基づいた期間構造を有するターム物RFRの構築が必要となるとされている。このターム物RFRとして①日本円OIS（Overnight Index Swap）及び②無担保コールオーバーナイト金利先物が示されている。

分析

10. 上記を踏まえ、金利指標置換後の特例的な取扱いについて、以下に分けて分析を行う。

- (1) 原則的処理方法における事後の有効性テスト
- (2) 金利スワップの特例処理

(原則的処理方法における事後の有効性テスト)

検討

11. 金利指標置換前は、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となるように、金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更することを意図しているにもかかわらず、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることでヘッジ会計を中止することは、有用な財務情報の提供を妨げる可能性があるとして、ヘッジ会計の継続を認めることを提案している。
12. 一方、金利指標置換後においては、事後テストで高い有効性が認められなかった場合にヘッジ会計の継続を認めると、ヘッジ会計の要件を満たしていないにもかかわらずヘッジ会計を適用する状態が長期間にわたり続く可能性があり、有用な財務情報を提供する観点からは望ましいとはいえないと考えられる。よって、この点を強調した場合、特段の定めを置くことなく、金利指標置換後の新たなキャッシュ・フローに基づいて改めてヘッジ会計の適用の可否について判断し、適用が可能と判断された範囲でヘッジ会計を適用することになるものと考えられる。
13. しかしながら、本資料第8項(2)に示したとおり、主にヘッジ対象である貸付金又は借入金等の後継の金利指標の一つとして利用されることが想定されている円のターム物 RFR は 2021 年半ばまでに構築される予定となっているものの、後継の金利指標の一つとして TIBOR も存続すると言われており、金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務については、現時点においては不明な点が多く、企業のヘッジ行動がどうなるかについて不明な点が多い。

事務局の提案

14. 上記の検討を踏まえると、金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動が安定するには、一定の期間を要するものと考えられ、その間、金利指標置換後においても金利指標置換前と同様に、ヘッジ会計の継続を許容せざるをえないと考えられる。
15. 具体的には、LIBOR が 2021 年 12 月に公表停止される見通しが高まっており、通常、そのタイミングで後継の金利指標への置換が終了すると思われることを踏まえ、その 1 年程度後で多くの企業が決算を迎える 2023 年 3 月末まで以下の特例的な取扱

審議事項(5)-3

いを定めることが考えられる。

(1) 金利指標置換前において、本実務対応報告の適用範囲に含まれていた金融商品については、金利指標置換前の事後テストに関する取扱いを適用していたか否かにかかわらず、金利指標置換後において、当該取扱いを2023年3月31日に終了する事業年度まで適用することができる。

(2) その場合、2023年3月末までに、LIBORから一度置き換えた金利指標を、ヘッジ対象とヘッジ手段で同じ金利指標にする等のために、再度置き換えても、ヘッジ会計の中止又は終了としないことができる。

16. なお、現状では状況が不明確な点が多いため、当該実務対応報告の公表後約1年後に、前項の取扱いを確認するための審議を行うことが考えられる。

(金利スワップの特例処理)

17. 金利スワップの特例処理についても、上記の原則的処理方法と基本的な状況は同様と考えられるが、以下の理由により、影響がより大きくなる可能性があるものと考えられる。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象の金利指標のインデックスがほぼ一致することが求められており、両方で金利指標が異なった場合、金利スワップの特例処理が認められなくなること。

(2) 事業会社を中心に幅広く利用されており、これが認められなくなった場合には、原則的処理方法に移行するために新たに金利スワップの時価評価の体制を構築する必要性が生じるなどその影響が大きいこと。

18. したがって、金利スワップの特例処理についても、本資料の第15項の取扱いを認めることが考えられる。

また、為替予約等の振当処理の金利指標置換後の取扱いについても、金利スワップの特例処理の取扱いと同様に取扱うことが考えられる。

コメントの追加 [A1]: 金利指標置換前において、原則どおり事後テストを実施し有効性が認められており、置換前の特例的な取扱いを適用しなくともヘッジ会計を継続できた金融商品についても、置換後の取扱いを適用できることが分かる記載を検討頂きたい（第152回金融商品専門委員会）。
⇒上記のコメントを記載に反映させている。また、資料(5)-4第14項の文案にも反映させている。

ディスカッション・ポイント

本資料第8項から第18項に示した事務局の分析と各論点に対する対応案について、ご意見をお伺いしたい。

(金利指標置換後のその他の論点)

審議事項(5)-3

19. 金利指標置換後に第 15 項の取扱いを適用せず、当初のヘッジ会計開始時に正式な文書（以下「ヘッジ文書」という。）の中で記載した内容を変更したとしても、ヘッジ会計を中止しないこととする金利指標置換時の取扱い（審議事項(5)-4 実務対応報告文案第 13 項）を適用し、その後は事後テストを実施する際に、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計をどの時点と比較するかが論点になり得る。
20. この点、金利指標置換時以降、置換前の LIBOR を参照していた期間を含めたヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を利用する意義は乏しいと考えられるため、金利指標置換時を起点として比較することが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第 20 項に示した金利指標置換後のその他の論点に対する対応案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上